

任命権者（個人番号関係事務実施者）における本人確認書類

【本人から個人番号の提供を受ける場合】

○対面又は郵送（郵送の場合は、書類又はその写しの提出）

個人番号確認	身元（実在）確認
<p>① マイナンバーカード【法16】</p> <p>② 通知カード【デジタル手続法（注）附則6②】 ※「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されたが、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、引き続き通知カードを番号確認書類として使用可能</p> <p>③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書【令12①】</p> <p>④ ①から③までが困難であると認められる場合【則2①】 ア 都道府県知事保存本人確認情報の確認（都道府県知事） イ 住民基本台帳の確認（市町村長） ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認 エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって<u>地方公務員災害補償基金が適当と認めるもの（※）</u></p> <p>(※) 地方公務員災害補償基金が適当と認める書類の例 ・自身の個人番号に相違ない旨の申立書（提示時において作成した日から6ヶ月以内のもので、個人番号の提供を行う者の個人番号、氏名及び生年月日又は住所の記載があるもの）</p>	<p>① マイナンバーカード【法16】 ※ ICチップの記録情報又は券面記載情報により確認</p> <p>② 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書【則1ー】</p> <p>③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、<u>地方公務員災害補償基金が適当と認めるもの（※）</u>【則1二】</p> <p>(※) 地方公務員災害補償基金が適当と認める書類の例 ・本人の写真の表示のある身分証明書等（法人、官公署が発行した身分証明書や資格証明書）で、氏名生年月日又は住所が記載されているもの（提示時に有効なものに限る） 《写真付き身分証明書、写真付き社員証、写真付き資格証明書など》</p> <p>④ ①から③までが困難であると認められる場合は、以下のア又はイから2つ以上確認【則2③】 ア 公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 イ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって<u>地方公務員災害補償基金が適当と認めるもの（※）</u></p> <p>(※) 地方公務員災害補償基金が適当と認める書類の例 ・本人の写真の表示のない身分証明書等で、氏名、生年月日又は住所が記載されているもの（提示時に有効なものに限る）《写真なし身分証明書、写真なし社員証、写真なし資格証明書（生活保護受給者証など）》 ・地方税又は国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日の記載があり、氏名、生年月日又は住所の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が6ヶ月以内のもの） ・印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真表示がない書類で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行・発給された日から6ヶ月以内のもの）《印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（謄本若しくは抄本も可）、住民票の写し、住民票記載事項証明書、母子健康手帳》</p>

(注) 情報通信技術の活用による行政手続に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

○オンラインでの提出

個人番号確認	身元（実在）確認
<p>① マイナンバーカード（ICチップの読み取り）【則3ー】</p> <p>② 以下のいずれかの措置【則3ニイ、ロ】</p> <p>ア 都道府県知事保存本人確認情報の確認（都道府県知事）</p> <p>イ 住民基本台帳の確認（市町村長）</p> <p>ウ 過去に本人確認の上、特定個人情報ファイルを作成している場合には、当該特定個人情報ファイルの確認</p> <p>エ 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって<u>地方公務員災害補償基金が適当と認める書類（※）若しくはその写しの提出又は当該書類に係る電磁的記録の送信</u></p> <p>（※）地方公務員災害補償基金が適当と認める書類の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカード、通知カード ・自身の個人番号に相違ない旨の申立書（提示時において作成した日から6ヶ月以内のもので、個人番号の提供を行う者の個人番号、氏名及び生年月日又は住所の記載があるもの） 	<p>① マイナンバーカード（ICチップの読み取り）【則3ー】</p> <p>② 公的認証による電子署名【則3ニハ】</p> <p>③ 地方公務員災害補償基金が適当と認める方法（※）【則3ニニ】</p> <p>（※）地方公務員災害補償基金が適当と認める方法の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間電子証明書 ・身元（実在）確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券）のイメージデータ等（画像データ、写真等）による電子的送信 ・個人番号関係事務実施者が本人であることを確認した上で発行するID・パスワード